

## 第三十二号議案

### 仙台市職員定数条例の一部を改正する条例

仙台市職員定数条例の一部を改正する条例

仙台市職員定数条例（昭和二十六年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一四、七一七人」を「一四、八六一人」に改め、同条第一号中「四、八五一人」を「四、九六三人」に、「三八六人」を「三九五五人」に改め、同条第五号中「八六五人」を「八六八人」に改め、同条第九号中「六、二五五人」を「六、二八三人」に、「五、八三一人」を「五、八六〇人」に改め、同条第十二号中「一、〇九六人」を「一、〇九七人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

理 由

市長の事務部局、福祉事務所、市立病院、教育委員会の事務部局等及び学校の職員並びに消防職員の定数を増加させるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十三号議案

### 仙台市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年仙台市条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「のうち、本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

#### 理 由

任命権者が職員を派遣することができる法人の範囲を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十四号議案

### 仙台市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市職員の育児休業等に関する条例（平成四年仙台市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)を同号イ(2)とする。

第十七条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める」に改め、同号イ及びロを削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

理 由

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第二十五号議案

### 仙台市交通指導隊条例の一部を改正する条例

仙台市交通指導隊条例の一部を改正する条例

仙台市交通指導隊条例（昭和六十二年仙台市条例第六十九号）の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第一号中「二十歳」を「十八歳」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

理 由

隊員の委嘱に係る年齢の要件を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第二十六号議案

### 仙台市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

仙台市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

仙台市障害者福祉センター条例（平成九年仙台市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号を次のように改める。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する障害者につき、法第五条第十二項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）を行う事業

第三条第一項第四号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第四条第二項に規定する障害児につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市長が定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の市長が定める便宜を供与する事業

第三条第二項各号を次のように改める。

一 法第四条第一項に規定する障害者につき、法第五条第七項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を行う事業

二 法第四条第二項に規定する障害児であつて特に必要があると認められるものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の市長が定める便宜を供与する事業

第四条中「第二項に規定する」を「第二号並びに第二項各号に掲げる」に改め、「知的障害者福祉法」の下に「（昭和三十五年法律第三十七号）」を加える。

第五条第二項第一号中「及び第二項第一号」を削り、同項第三号中「第三条第二項第三号」を「第三条第二項第二号」に改め、「自立訓練又は」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第三条第二項第二号」を「第三条第二項第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第三条第一項第二号に掲げる事業 自立訓練に通常要する費用（特定費用を除く。）につき法第二十九条第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額（その額が現に第三条第一項第二号に掲げる事業に要した費用（特定費用に相当する費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に同号に掲げる事業に要した費用の額）の百分の十に相当する額の範囲内で市長が定める額

第八条第一項中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第四号」に改める。

第十条第一項第二号中「第三条第一項第二号から第四号まで」を「第三条第一項第三号から第五号まで」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

理 由

障害者福祉センターが行う事業の範囲を改めるとともに、当該事業に係る利用の許可及び使用料について定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第二十七号議案

### 仙台市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

仙台市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

仙台市個人番号の利用に関する条例（平成二十七年仙台市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「昭和二十二年法律第六十四号」による」の下に「児童及びその家庭についての調査及び判定、」を加え、同表の八の項中「による」の下に「知的障害者の判定、」を、「中国残留邦人等支援助給等関係情報」の下に「障害者関係情報」を加え、同表の十六の項中「介護保険給付等関係情報」の下に「障害者関係情報」を加える。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

理 由

知的障害者の判定に関する事務等に係る個人番号の部内利用について定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第二十八号議案

### 仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

仙台市国民健康保険条例（昭和三十八年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条の三中「第十七条」の下に「及び第十七条の三」を加え、同条第一号ハ中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同号ニ中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同条第二号ニ中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

第十四条の五の二中「第十七条」の下に「及び第十七条の三」を加え、同条第二号口中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

第十七条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改める。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第十七条の三 当該年度において、その世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第十四条又は第十四条の四の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、十分の五を乗じて得た額（第十四条第二項の規定により端数を切り上げた額とする。）を控除して得た額とする（第四項に掲げる場合を除く。）。

2 第十四条第三項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第三項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、後期高齢者支学金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支学金等賦課額」と、「第十四条又は第十四条の四」とあるのは「第十四条の五の五又は第十四条の五の八」と、「第十四条第二項」とあるのは「第十四条の五の五第二項」と、前項中「第十四条第三項」とあるのは「第十四条の五の五第三項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第十七条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 第十四条又は第十四条の四の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第十四条第一項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（第十四条第二項の規定により端数を切り上げた額とする。）を控除して得た額

二 前号に掲げる額に、それぞれ、十分の五を乗じて得た額（第十四条第二項の規定により端数を切り上げた額とする。）

5 第十四条第三項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第



三項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

- 6 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第四項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第一号中「第十四条又は第十四条の四」とあるのは「第十四条の五の五又は第十四条の五の八」と、同号及び同項第二号中「第十四条第二項」とあるのは「第十四条の五の五第二項」と、前項中「第十四条第三項」とあるのは「第十四条の五の五第三項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第十七条の三の規定は、令和四年度分の保険料から適用する。

理 由

国民健康保険法施行令の改正に伴い未就学児に係る基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額措置を定めるとともに、国民健康保険法の改正に伴い所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十九号議案

### 仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業施行規程（平成二十六年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「仙台市青葉区二日町一番二十三号」を「仙台市青葉区国分町三丁目七番一号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

#### 理 由

仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の事務所の所在地を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十号議案

### 仙台市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

仙台市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

仙台市自転車等駐車場条例（昭和六十二年仙台市条例第十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一愛宕橋駅自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

五橋駅自転車等駐車場
------------

仙台市若林区清水小路
------------

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

五橋駅自転車等駐車場を設置するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十一号議案

仙台市消防団員に関する条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員に関する条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員に関する条例（昭和二十八年仙台市条例第十号）の一部を次のように改正する。  
第十二条中「報酬」の下に「及び費用弁償」を加える。

別表中

出場 報酬	水火災等の防 御活動に従事 したとき	班長	年額	三五、〇〇〇円
		団員	年額	三三、〇〇〇円
	その他の消防団活動に従事したとき	班長	年額	三七、〇〇〇円
	水火災等の防 御活動に従事 したとき	団員	年額	三六、五〇〇円
	従事した時間が八時間 以内の場合			四、四〇〇円
	従事した時間が八時間 を超える場合			七、〇〇〇円
	従事した時間が八時間 未満のとき			五、〇〇〇円
	従事した時間が八時間 以上のとき			八、〇〇〇円 に八時間を超 えて引き続き 従事した時間 が八時間に達 するごとに 八、〇〇〇円 を加えた額
	その他の消防団活動に従事した場合			四、二〇〇円
	消防団活動に従事した場合			二〇〇円

を

出場 報酬	水火災等の防 御活動に従事 した場合	班長	年額	三七、〇〇〇円
		団員	年額	三六、五〇〇円
	その他の消防団活動に従事した場合	班長	年額	三七、〇〇〇円
	水火災等の防 御活動に従事 した場合	団員	年額	三六、五〇〇円
	従事した時間が八時間 以内の場合			四、四〇〇円
	従事した時間が八時間 を超える場合			七、〇〇〇円
	従事した時間が八時間 未満のとき			五、〇〇〇円
	従事した時間が八時間 以上のとき			八、〇〇〇円 に八時間を超 えて引き続き 従事した時間 が八時間に達 するごとに 八、〇〇〇円 を加えた額
	その他の消防団活動に従事した場合			四、二〇〇円
	消防団活動に従事した場合			二〇〇円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表出場報酬水火災等の防衛活動に従事した場合の項の規定は、この条例の施行の日（以

下「施行日」という。)以後に発生した水火災等の防衛活動に従事した場合の出場報酬について適用し、施行日前に発生した水火災等の防衛活動に従事した場合の出場報酬については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第十二条及び別表費用弁償の項の規定は、施行日以後に発生した水火災等の防衛活動に従事した場合の費用弁償について適用する。

#### 理由

非常勤の消防団員のうち班長及び団員の職務報酬を改定し、非常勤の消防団員の出場報酬を改めるとともに、非常勤の消防団員に対して費用弁償を支給することとするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十二号議案

### 仙台市文化財保護条例の一部を改正する条例

仙台市文化財保護条例の一部を改正する条例

仙台市文化財保護条例（昭和三十七年仙台市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百八十二条第二項」の下に「及び第三項」を、「指定」の下に「又は登録」を加える。

第四条第二項第五号中「仙台市登録文化財」を「仙台市登録有形文化財、仙台市登録無形文化財、仙台市登録有形民俗文化財、仙台市登録無形民俗文化財又は仙台市登録史跡、仙台市登録名勝若しくは仙台市登録天然記念物」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

一六 法第百八十二条の二第一項の規定による提案  
第十条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者が主催する展覧会その他の催しへの出品のために当該指定有形文化財の所在の場所を変更しようとする場合は、この限りでない。

一 国の機関  
二 地方公共団体

三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設の設置者（前二号に掲げる者を除く。）  
第二十七条第一項及び第二十八条第二項中「第三十条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第三十一条第一項中「仙台市登録文化財（以下「登録文化財」という。）として登録し、その保存及び活用が適切に行われるよう必要な措置を講ずる」を「文化財に関する登録簿に登録する」に改め、同条第二項中「登録文化財」を「前項の規定により登録された文化財（以下「登録文化財」という。）」に改める。

第三十二条第二項中「第五十七条第一項」の下に「法第七十六条の七第一項」を、「第九十条第一項」の下に「法第九十条の五第一項」を加える。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

理 由

文化財保護法の改正に伴い教育委員会が文化財保護審議会に諮問しなければならない場合を追加するとともに、指定有形文化財等の所有者等がその所在の場所の変更に係る届出義務を負わない場合を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十三号議案

### 仙台市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市交通事業の設置等に関する条例（昭和四十一年仙台市条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び一般貸切旅客自動車運送事業」を削り、同条第三項第一号中「、名取市」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三条第三項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（仙台市貸切自動車旅客運送条例の廃止）

2 仙台市貸切自動車旅客運送条例（昭和三十二年仙台市条例第三十五号）は、廃止する。

理 由

一般貸切旅客自動車運送事業を廃止するとともに、一般乗合旅客自動車運送事業の事業区域を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十四号議案

### 仙台市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年仙台市条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「循環器内科」の下に「腎臓内科」を加える。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

理 由

診療科目として腎臓内科を設けるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第 45 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市泉文化創造センター大規模改修工事
- 2 工事施行場所 仙台市泉区泉中央二丁目18番1, 18番2
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,314,500,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区立町27番21号  
橋本店・鷹觜建設共同企業体  
構成員 仙台市青葉区立町27番21号  
株式会社橋本店  
構成員 仙台市宮城野区原町四丁目6番2号  
鷹觜建設株式会社

## 第 46 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市泉文化創造センター大規模改修電気設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市泉区泉中央二丁目18番1, 18番2
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 968,000,000円
- 5 契約の相手方 仙台市若林区卸町東一丁目4番23号  
太平電気・産電工業共同企業体  
構成員 仙台市若林区卸町東一丁目4番23号  
太平電気株式会社  
構成員 仙台市若林区荒井東二丁目13番地の1  
産電工業株式会社

## 第 47 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市泉文化創造センター大規模改修空気調和設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市泉区泉中央二丁目18番1, 18番2
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,252,900,000円
- 5 契約の相手方 仙台市宮城野区新田三丁目21番5号  
中央管工業・熱研プラント工業共同企業体  
構成員 仙台市宮城野区新田三丁目21番5号  
中央管工業株式会社  
構成員 仙台市宮城野区扇町五丁目8番4号  
熱研プラント工業株式会社

## 第 48 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市泉文化創造センター大規模改修給排水衛生設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市泉区泉中央二丁目18番1, 18番2
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 671,000,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区木町通一丁目2番4号  
アトマックス・加納工業所共同企業体  
構成員 仙台市青葉区木町通一丁目2番4号  
株式会社アトマックス  
構成員 仙台市宮城野区大槻13番30号  
株式会社加納工業所

## 第 49 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市泉文化創造センター大規模改修舞台機構設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市泉区泉中央二丁目18番1, 18番2
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 536,965,000円
- 5 契約の相手方 大阪市淀川区宮原四丁目3番29号  
三精テクノロジーズ株式会社

## 第 50 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名      せんだいメディアテーク照明設備等改修工事
- 2 工事施行場所    仙台市青葉区春日町 2 番 1, 2 番 2, 2 番 7, 2 番 17, 2 番 18, 2 番 19,  
2 番 20, 2 番 21, 2 番 22
- 3 契約の方法      一般競争入札
- 4 契約金額        金 607,200,000円
- 5 契約の相手方    仙台市宮城野区榴岡四丁目 1 番 1 号  
株式会社ユアテック

## 第 51 号議案

### 損害賠償の額の決定に関する件

令和元年10月13日 [REDACTED] 先の市道の法面において発生した土砂崩れにより、 [REDACTED] の共同住宅等が損傷した事故に関し、本市が当該者に対して支払う損害賠償の額を89,356,671円とすることにつき、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議決を求める。

## 第 52 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市宮城社会福祉センター	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
仙台市泉社会福祉センター		



## 第 53 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
パル三居沢	仙台市泉区七北田字大沢鳥谷ヶ沢8番地の11 社会福祉法人緑仙会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
パルいずみ		

## 第 54 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市なのはなホーム	仙台市青葉区荒巻神明町2番10号 社会福祉法人なのはな会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
仙台市立町たんぽぽホーム	仙台市青葉区立町18番3号 社会福祉法人仙台はげみの会	
仙台市大野田たんぽぽホーム		
仙台市田子西たんぽぽホーム		
仙台市上飯田たんぽぽホーム		
仙台市西花苑たんぽぽホーム		

## 第 55 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市宮城野障害者福祉センター	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号 社会福祉法人仙台市障害者福祉協会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
仙台市若林障害者福祉センター		
仙台市太白障害者福祉センター		
仙台市泉障害者福祉センター	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	

## 第 56 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指定の期間
仙台市泉ひまわりの家	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号	令和4年4月1日から
仙台市泉ふれあいの家	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	令和9年3月31日まで

## 第 57 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
ウインディ広瀬川	仙台市泉区七北田字大沢鳥谷ヶ沢8番地の11 社会福祉法人緑仙会	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

## 第 58 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指定の期間
仙台市沖野老人福祉センター	仙台市青葉区葉山町8番1号 社会福祉法人仙台市社会事業協会	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで

## 第 59 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指定の期間
仙台市健康増進センター	仙台市青葉区花京院一丁目3番2号 公益財団法人仙台市健康福祉事業団	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで

## 第 60 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市急患センター	仙台市若林区舟丁64番地の12 公益財団法人仙台市救急医療事業団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
仙台市北部急患診療所		
仙台市夜間休日こども 急病診療所		



## 第 61 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市川前児童館	仙台市青葉区大町二丁目12番1号 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで
仙台市南光台児童館		
仙台市根白石児童館		
仙台市八乙女児童館		
仙台市将監西児童館		
仙台市片平児童館		
仙台市東中田児童館		
仙台市六郷児童館		
仙台市茂庭台児童館		
仙台市大沢児童館		
仙台市水の森児童館		
仙台市沖野児童館		
仙台市若林児童館		
仙台市八幡児童館		
仙台市貝ヶ森児童館		
仙台市東部児童館		
仙台市幸町児童館		
仙台市高砂児童館		
仙台市折立児童館		

仙台市中山児童館
仙台市吉成児童館
仙台市遠見塚児童館
仙台市湯元児童館
仙台市鶴ヶ谷西児童館
仙台市長町南児童館
仙台市柳生児童館
仙台市向山児童館
仙台市長町児童館
仙台市田子児童館
仙台市郡山児童館
仙台市上杉児童館
仙台市古城児童館
仙台市八木山南児童館
仙台市柘江児童館
仙台市東六番丁児童館
仙台市中野栄児童館
仙台市八木山児童館
仙台市七郷児童館
仙台市南材木町児童館
仙台市大和児童館
仙台市福室児童館
仙台市台原児童館
仙台市蒲町児童館
仙台市中田児童館

仙台市木町通児童館
仙台市岡田児童館
仙台市西中田児童館
仙台市泉ヶ丘児童センター
仙台市南光台東児童センター
仙台市鶴が丘児童センター
仙台市長命ヶ丘児童センター
仙台市高森児童センター
仙台市加茂児童センター
仙台市寺岡児童センター
仙台市南中山児童センター
仙台市虹の丘児童センター
仙台市七北田児童センター
仙台市館児童センター
仙台市松陵児童センター
仙台市住吉台児童センター

仙台市高森東児童センター	
仙台市北中山児童センター	
仙台市桂児童センター	

## 第 62 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台文学館	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目27番5号 公益財団法人仙台市市民文化事業団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

## 第 63 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市青年文化センター	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目27番5号 公益財団法人仙台市市民文化事業団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

## 第 64 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指定の期間
せんだいメディアテーク	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目27番5号 公益財団法人仙台市市民文化事業団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

## 第 65 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市歴史民俗資料館	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目27番5号 公益財団法人仙台市市民文化事業団	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで



## 第 66 号議案

### 指定管理者の指定に関する件


次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市富沢遺跡保存館	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目27番5号	令和4年4月1日から
仙台市縄文の森広場	公益財団法人仙台市市民文化事業団	令和9年3月31日まで

## 第 67 号議案

### 包括外部監査契約の締結に関する件

包括外部監査契約を次のとおり締結することにつき、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議決を求める。

- |            |  |
|------------|--|
| 1 契約の内容    | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告  |
| 2 契約の期間の始期 | 令和4年4月1日   |
| 3 契約金額     | 15,000,000円を上限とする額   |
| 4 費用の支払方法  | 契約の期間における最後の監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、相手方から請求があり、必要と認められる場合は、概算払をすることができる。                        |
| 5 契約の相手方   | <br>公認会計士 小川 高広 |

## 第 68 号議案

### 市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

#### 1 認定するもの

路 線 名	起 終 点
愛子東五丁目4号線	仙台市青葉区愛子東五丁目22番74 同 22番70
余目南高江線	仙台市宮城野区岩切字余目南58番 同 岩切字高江106番
余目高江線	仙台市宮城野区田子字田子西110番 同 岩切字中土手112番
大井2号線	仙台市宮城野区岩切字中土手109番 1 同 小鶴字高野53番 1
高江5号線	仙台市宮城野区岩切字中江北46番 2 同 岩切字高江 4 番
大井中土手線	仙台市宮城野区岩切字大井174番 2 同 岩切字弥吾原81番
岩切小鶴1号線	仙台市宮城野区岩切字大井174番 2 同 小鶴字高野132番
岩切小鶴2号線	仙台市宮城野区岩切字中土手10番 2 同 小鶴字高野208番
中野出花3号線	仙台市宮城野区中野字出花98番 2 同 107番 1
山田本町10号線	仙台市太白区山田本町 7 番81 同 7 番92
山田本町11号線	仙台市太白区山田本町 7 番53 同 7 番85
刺松2号線	仙台市泉区松森字刺松22番10 同 22番 9

#### 2 廃止するもの

路 線 名	起 終 点
余目南高江線	仙台市宮城野区岩切字高江95番 同 岩切字余目南28番 4
余目高江線	仙台市宮城野区田子字田子西110番 同 岩切字西茨田83番

大井1号線	仙台市宮城野区岩切字大井6番 同 6番
大井2号線	仙台市宮城野区岩切字大井78番3 同 小鶴字高野53番1
大井高江線	仙台市宮城野区燕沢字北田69番5 同 岩切字高江4番
大井中土手線	仙台市宮城野区岩切字大井85番 同 岩切字弥吾原81番
燕沢前塚1号線	仙台市宮城野区燕沢字前塚1番2 同 1番1
岩切小鶴1号線	仙台市宮城野区岩切字江向北53番2 同 小鶴字高野132番
岩切小鶴2号線	仙台市宮城野区岩切字中土手1番 同 小鶴字高野208番

## 第 69 号議案

### 仙台市副市長の選任に関する件

仙台市副市長高橋新悦は令和 4 年 3 月 31 日に任期を満了するので、別紙の者をその後任に選任することにつき、地方自治法第 162 条の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、高橋新悦

## 第 70 号議案

### 仙台市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関する件

仙台市固定資産評価審査委員会の委員千葉芳信，高橋直子及び田畑卓治は令和 4 年 3 月 31 日に任期を満了するので，別紙の者を後任の委員に選任することにつき，地方税法第 423 条第 3 項の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，千葉芳信，高橋直子及び斎藤一寿

## 第 71 号議案

### 仙台市土地利用審査会の委員の任命に関する件

仙台市土地利用審査会の委員佐々木真理，平野勝也，藤澤和明，丸尾容子及び丸山水穂は令和 4 年 3 月 31 日に任期を満了するので，別紙の者を後任の委員に任命することにつき，国土利用計画法第 39 条第 4 項及び第 44 条の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，井上亮，佐々木真理，千葉達朗，藤澤和明及び丸尾容子

## 第 72 号議案

### 宮城県公安委員会の委員の推薦に関する件

宮城県公安委員会の委員星倫市は令和 4 年 4 月 20 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に推薦することにつき、警察法第 39 条第 1 項ただし書の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、星倫市



## 第 73 号議案

### 人権擁護委員候補者の推薦に関する件

別紙の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求める。

※上記別紙の者は、竹内久子，竹川訓由，丹野圭子，繁野みど里，山田誠司，齋藤耕平，飯村俊幸及び千葉文子